

市第 230 号議案

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 3 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第61条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の 3 第 1 項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の 2 の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、

「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、「第93条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の2中「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準等条例」に改める。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第96条第1号中「以下同じ。）」であって」を「）又は指定地域

密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。」を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第2号中「以下同じ。」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に改め、「第93条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

第97条中「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準等条例」に改める。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所

等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第 3 号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

第 160 条第 1 号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第 2 号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第 3 号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第46条第12項中「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）の次に「第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準等条例」を加える。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基

準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 104 条」を「第 122 条」に改め、
「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 105 条・第 106 条）

第 2 款 人員に関する基準（第 107 条・第 108 条）

第 3 款 設備に関する基準（第 109 条・第 110 条）

第 4 款 運営に関する基準（第 111 条—第 122 条）」

を削る。

第91条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、「第1項第3号」を「同項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第93条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けられることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第8章第5節を削り、同章第4節に次のように加える。

第 105 条から第 122 条まで 削除

第 228 条第 3 項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第 4 項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護

附則第 4 項中「、第 121 条」を削る。

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 4 節 運営に関する基準（第 51 条—第 60 条）
を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 51 条—第 60 条）

第 4 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針（第 60 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 60 条の 3 ・第 60 条の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 60 条の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 60 条の 6 —第 60 条の 20）

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60
条の22）

第 2 款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）

第 3 款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）

第 4 款 運営に関する基準（第60条の27—第60条の38）」

に改める。

第15条中「及び第68条」を「、第60条の6、第60条の28第1項
及び第60条の29第2項」に改める。

第31条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改
める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所
介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、
要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り
その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要
な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の
社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族
の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない
。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を

推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項第 1 号の生活相談員又は同項第 3 号の介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護

の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
い。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に

規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の 6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第60条の 7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 3 号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第60条の 8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的

に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定地域密着型通所介護の提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定地域密着型通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定地域密着型通所介護の提供ができる体制を整えるものとする。

(7) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定地域密着型通所介護の内容等を記載した計画（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、

地域密着型通所介護計画に従った指定地域密着型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) 指定地域密着型通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要の要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっ

ては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第60条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第3号まで、第5号及び第6号の記録はその完結の日から2年間、第4号の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
 - (3) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (4) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的な指定地域密着型通所介護の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第29条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第

21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第54条中「訪問介護員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場

合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、当該指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない

い。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第 3 款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用

定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 4 款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34の重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 第10条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催

するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定療養通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定療養通所介護の提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定療養通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
- (6) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定療養通所介護の内容等を記載した計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この項において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った指定療養通所介護の実施状況及び目標の達

成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心して指定療養通所介護を利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の

申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域

- (7) 指定療養通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確

保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第60条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
 - (2) 指定療養通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号、第2号及び第4号から第7号までの記録についてはその完結の日から2年間、第3号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
 - (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的な指定療養通所介護の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第29条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容

等の記録

- (6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
 - (7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第64条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第71条に次の1号を加える。

- (7) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「。第76条において同じ」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第1項第1号中「第75条第1項」を「次条において準用する第60条の13第1項」に改め、同条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に改め、「の従業者」との次に「、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第3節」と、第60条の13第2項中「地域密着型通所

介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型通所介護について」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」とを加える。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第1項第1号中「第75条第1項」を「第60条の13第1項」に改め、同条第2項第4号中「第107条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第110条中「第73条及び第75条」を「第60条の11、第60条の13及び第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第2項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第130条中「第73条、」を「第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで、」に、「、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第7章第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対

応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と
」を加え、「、第 107 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護につ
いて」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「
通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とある
のは「活動状況」と」を削る。

第 150 条第 2 項第 8 号中「第 107 条第 2 項」を「第60条の17第
2項」に改める。

第 151 条中「第73条、第77条、第78条、第 100 条及び第 107 条
第 1 項から第 4 項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の
16、第60条の17第 1 項から第 4 項まで及び第 100 条」に、「第73
条第 2 項」を「第60条の11第 2 項」に、「第 107 条第 1 項中「小
規模多機能型居宅介護」を「第60条の17第 1 項中「地域密着型通
所介護」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の
活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「
2月」」に改める。

第 153 条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「
、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 178 条第 2 項第 7 号中「第 107 条第 2 項」を「第60条の17第
2項」に改める。

第 179 条中「第73条、第77条、第 107 条第 1 項から第 4 項まで
」を「第60条の11、第60条の15及び第60条の17第 1 項から第 4 項
まで」に、「第73条第 2 項」を「第60条の11第 2 項」に、「第10
7 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護」を「第60条の17第 1 項
中「地域密着型通所介護」に、「「通いサービス及び宿泊サービ
スの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6

月」とあるのは「2月」に改める。

第 191 条第 1 項第 1 号中「第75条第 1 項」を「第60条の13第 1 項」に改め、同条第 2 項第10号中「第 107 条第 2 項」を「第60条の17第 2 項」に改める。

第 192 条中「第73条、第75条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の17第 1 項から第 4 項まで」に、「及び第 101 条から第108 条まで」を「、第 101 条から第 106 条まで及び第 108 条」に、「あり、第75条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第 2 項中「この節」とあるのは「第10章第 4 節」と、第60条の13第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

16 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第 20条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年 3 月31日までに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第 2 条に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年 4 月 1 日から第83条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業

を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第87条第1項の規定にかかわらず、宿泊室を設けないことができる。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第117条第8項中「平成24年12月横浜市条例第77号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。」を加える。

第215条第2項中「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 7 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年 9 月横浜市条例第63号）附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第 4 条による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第89条第 1 項第 3 号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。））」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。））」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第 8 項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第 7 項まで」を「第 6 項まで又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の 3 第 1 項から第 7 項まで」に改める。

第91条第 5 項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第93条第 1 項から第 3 項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の 5 第 1 項から第 3 項まで」を加える。

（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 8 条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

第40条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該

記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第5号中「第64条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第67条中「及び第39条」を「、第39条及び第40条」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第88条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「、第63条及び第64条」を「及び第63条」に改め、「第33条中「介護予防認知

症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」との次に「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

附則に次の1項を加える。

- 13 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第3条に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1日から第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第49条第1項の規定にかかわらず、宿泊室を設けないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の表中

「

指定通所介護事業者をいう。 以下同じ。)	指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)に係る指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)
-------------------------	---

」

を

「

又は	若しくは
指定通所介護事業者等」という。)	指定通所介護事業者等」という。)又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)に係る指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)

」

に、「以下同じ。）の事業」を「指定通所介護等」という。）の事業」に、「及び指定通所介護」を「及び指定通所介護等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

附則第 7 項中「指定通所介護を」を「指定地域密着型通所介護を」に、「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護」を「若しくは指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型通所介護」に改める。

提 案 理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定通所介護事業所等に関する特例）
指定通所介護事業所

第 61 条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 91 条第 1 項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 60 条の 3 第 1 項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第 90 条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 2 の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第 91 条第 1 項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 3 第 1 項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。

この場合において、この節（第 59 条（第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第 93 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 5 第 2 項第 1 号の食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 61 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。 第 83 条第以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）

1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第 82 条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第 180 条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項又は第 181 条第 1 項の通いサービスをいう。以下同じ。) を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第 59 条(第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運

営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（基準該当生活介護の基準）

第 96 条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下この条において「指定居宅サービス基準条例」という。）第 91 条第 1 項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービス。）であって
の事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 60 条の 3 第 1 項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）
であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第 90 条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準以下同じ。）を提供する
等条例第 60 条の 2 の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第 91 条第 1 項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 3 第 1 項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通

所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第 93 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 5 第 2 項第 1 号の食堂及び機能訓練室をいう。第 150 条第 2 号及び第 160 条第 2 号において同じ。）の面積を指定通所介護等を利用する者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。

- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護事業所が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(第 4 号省略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第 97 条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 82 条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。

）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 180 条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項又は第 181 条第 1 項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第 150 条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通指定通

所介護等を利用する者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（第 4 号省略）

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第 160 条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける

ける利用者の数の合計数であるとした場合における~~当該指定通~~
~~所介護事業所等~~として必要とされる数以上であること。
~~所介護事業所~~

(第 4 号省略)

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例 (抜粋)

(~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~)

(職員の配置の基準)

第 46 条 (第 1 項から第 11 項まで省略)

12 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス
等基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定短期
入所生活介護事業所等又は横浜市指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 (平成 24 年 12 月横
浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」と
いう。) 第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事
業所若しくは指定地域密着型サービス基準等条例第 62 条第 1 項に
規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若
しくは横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月
横浜市条例第 79 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基
準条例」という。) 第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防
認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合にお
いては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練
指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地

域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第 13 項から第 15 項まで省略)

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

目次

(第 1 章から第 7 章まで省略)

第 8 章 通所介護

(第 1 節から第 3 節まで省略)

第 4 節 運営に関する基準 (第 94 条 — 第 122 条
第 104 条)

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備
及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 (第 105 条・第 106 条)

第 2 款 人員に関する基準 (第 107 条・第 108 条)

第 3 款 設備に関する基準 (第 109 条・第 110 条)

第 4 款 運営に関する基準 (第 111 条—第 122 条)

(第 9 章から第 15 章まで及び附則省略)

(従業者の員数)

第 91 条 指定通所介護の事業を行う者 (以下「指定通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者 (以下「通所介護従業者」

という。) の員数は、次のとおりとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数 $\frac{\text{提供単位時間数}}{\text{利用者数}}$ （次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護及び当該第 1 号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(第 4 号省略)

- 2 $\frac{\text{当該指定通所介護事業所の利用定員}}{\text{当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。}}$ が 10 人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務

している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上
確保されるために必要と認められる数とすることができる。

$\frac{2}{3}$ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第 3 号
第 1 項第 3 号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同
項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を
、常時 1 人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

$\frac{3}{4}$ 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同項第 3 号
第 1 項第 3 号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単
位の介護職員として従事することができるものとする。

$\frac{4}{5}$ 前 3 項
前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提
供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを
いう。

$\frac{5}{6}$ （本文省略）

$\frac{6}{7}$ （本文省略）

$\frac{7}{8}$ （本文省略）

$\frac{8}{9}$ （本文省略）

（設備及び備品等）

第 93 条 （第 1 項省略）

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するもの
とし、その合計した面積は、3 平方メートルに当該指定通所
利用定員
介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同
時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の
上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上と

すること。

(イ、第 2 号、第 3 号及び第 3 項から第 5 項まで省略)

第 105 条から第 122 条まで 削除

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに
設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 105 条 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所
介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又は
がん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師によ
る観察が必要なものを対象者とし、第 115 条第 1 項に規定する療
養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の
日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）
の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準につい
ては、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 106 条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合に
おいても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有す
る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能
の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練
を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能
の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る
ものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事
業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利

用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 107 条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が 1.5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。
（管理者）

第 108 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護

を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第 3 款 設備に関する基準

(利用定員)

第 109 条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を 9 人以下とする。

(設備及び備品等)

第 110 条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 111 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の

開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 118 条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第 116 条第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 119 条第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならぬ。

- 2 第 9 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第 112 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 113 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 114 条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定療養通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定療養通所介護の提供を行う。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定療養通所介護を利用者の希望に添って適切に提供する。

(6) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行う。

(療養通所介護計画の作成)

第 115 条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定療養通所介護の内容等を記載した計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書等（訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 17 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この項において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書等の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った指定療養通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第 116 条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心して指定療養通所介護を利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第 119 条第 1 項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携

をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第 117 条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に
応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治
の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携
を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報
の共有を十分に行わなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供
に適切な環境を整備しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用
者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を
行わなければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事
業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を
行うものとする。

(運営規程)

第 118 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ご
とに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以

下この節において「運営規程」という。) を定めておかなければ
ならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定療養通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第 119 条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備
えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなけれ
ばならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地
内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得る
ため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を
取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 120 条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通
所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、
地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ
適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められ

る者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、概ね 6 月に 1 回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第 121 条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第 99 条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制についての記録

(2) 居宅介護サービス費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第 2 項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的な指定療養通所介護の内容等の記録

(4) 次条において準用する第 27 条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 102 条の 2 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 122 条 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 39 条まで、第 41 条、第 94 条（第 3 項第 2 号を除く。）、第 95 条及び第 99 条から第 102 条の 2 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 99 条第 2 項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 102 条の 2 第 4 項中「第 93 条第 4 項」とあるのは「第 110 条第 4 項」と読み替えるものとする。
(受託居宅サービス事業者への委託)

第 228 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第 231 条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準等条例第 61 条に規定する指定認知症

対応型通所介護とする。

- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業
指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通
所介護を提供する事業者と、第 1 項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護

(2) 指定訪問看護

(3) 指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条
の 2 に規定する指定地域密着型通所介護

(第 5 項から第 8 項まで省略)

附 則

(第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 平成 26 年 4 月 1 日以後における第 42 条、第 53 条、第 69 条、第 79 条、第 88 条、第 103 条、第 121 条、第 132 条、第 156 条（第 170 条において準用する場合を含む。）、第 185 条（第 198 条において準用する場合を含む。）、第 218 条、第 229 条、第 244 条及び第 255 条の規定（以下「記録整備規定」という。）の適用については、同日以後に提供する指定居宅サービスに関する記録整備規定に掲げる記録について適用する。

(第 5 項から第 24 項まで省略)

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

目次

(第 1 章 から 第 4 章 まで 省略)

第 4 章 の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針 (第 60 条 の 2)

第 2 節 人員に関する基準 (第 60 条 の 3 ・ 第 60 条 の 4)

第 3 節 設備に関する基準 (第 60 条 の 5)

第 4 節 運営に関する基準 (第 60 条 の 6 — 第 60 条 の 20)

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備
及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 (第 60 条 の 21 ・ 第 60 条 の
22)

第 2 款 人員に関する基準 (第 60 条 の 23 ・ 第 60 条 の 24)

第 3 款 設備に関する基準 (第 60 条 の 25 ・ 第 60 条 の 26)

第 4 款 運営に関する基準 (第 60 条 の 27 — 第 60 条 の 38)

(第 5 章 から 第 12 章 まで 及び 附 則 省略)

(心 身 の 状 況 等 の 把 握)

第 15 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 51 号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。）第 16 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第 60 条 の 6 、 第 60 条 の 28 第 1 項 及び 第 60 条 の 29 第 2 項 及び 第 68 条 において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把

握に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第 31 条 (第 1 項省略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(第 3 項省略)

(管理者等の責務)

第 55 条 (第 1 項省略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(第 3 項省略)

第 4 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針

第 60 条の 2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 60 条の 3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第 4 節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護

に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第 1 号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（前項の規定の適用を受けられる場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該指定地域密着型通所介

護に従事させなければならない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項第 1 号の生活相談員又は同項第 3 号の介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号）第 44 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設（第 152 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第 60 条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗

じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第 60 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第 60 条の 6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第 60 条の 7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域

密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 3 号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第 60 条の 8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定地域密着型通所介護の提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定地域密着型通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定地域密着型通所介護の提供ができる体制を整えるものとする。
- (7) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保す

るのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第 60 条の 10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定地域密着型通所介護の内容等を記載した計画（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従った指定地域密着型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第 60 条の 11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 60 条 の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定地域密着型通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 60 条 の 13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければ

ならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第 60 条の 14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第 60 条の 15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第 60 条の 16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員

又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 60 条の 18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指

定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 60 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 60 条の 19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 60 条の 13 第 1 項に規定する勤務の体制に係る記録

(2) 指定地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号の記録はその完結の日から 2 年間、第 4 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない

ない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(3) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的な指定地域密着型通所介護の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 29 条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(準用)

第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 54 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 60 条の 21 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 60 条の 31 第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 60 条の 22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 60 条の 23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が 1.5 に対し、当該指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第 3 款 設備に関する基準

（利用定員）

第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定

療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受け
ることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において
同じ。) を 9 人以下とする。

(設備及び備品等)

第 60 条の 26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行う
のにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常
災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な
設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定
員を乗じて得た面積以上とする。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用
に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定
療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第 1 項に掲げ
る設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービ
スを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サ
ービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 60 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供
の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第
60 条の 34 の重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の
勤務の体制、第 60 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊
急時等の対応策、主治の医師及び第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊
急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの

選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第 60 条の 28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 60 条の 29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事

業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定療養通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定療養通所介護の提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報

の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定療養通所介護を利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(6) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第 60 条の 31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定療養通所介護の内容等を記載した計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第 65 条第 1 項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）第 17 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この項において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を当該利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った指定療養通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第 60 条の 32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心して指定療養通所介護を利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策

の変更について準用する。

(管理者の責務)

第 60 条の 33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切な指定療養通所介護を提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定療養通所介護の利用定員
 - (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 指定療養通所介護の利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (緊急時対応医療機関)

第 60 条の 35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね 6 月に 1 回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集

を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第 60 条の 37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第 60 条の 13 第 1 項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定療養通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第 2 項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的な指定療養通所介護の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第 29 条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 60 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第 64 条 (第 1 項省略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されてい

ること。

⁽³⁾
(2) (本文省略)

(第 3 項から第 5 項まで省略)

第 68 条 及び 第 69 条 削除

(心身の状況等の把握)

第 68 条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第 69 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額

のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 3 号に掲げる費用については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第 70 条 (第 1 項省略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業

者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 71 条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第 72 条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第 63 条又は第 67 条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下この章において「認知症対応型通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(管理者の責務)

第 73 条 削除
指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症

対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため
必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 74 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通
所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項
に関する規程を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第 62 条第 4 項又は第
66 条第 1 項の利用定員をいう。第 76 条において同じ。)

(第 5 号から第 10 号まで省略)

第 75 条から第 79 条まで 削除

(勤務体制の確保等)

第 75 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な
指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型
通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録し
ておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介
護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の認知症
対応型通所介護従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供
しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさ
ない業務については、この限りでない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通
所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を
確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 76 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 77 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 78 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 79 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 79 条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 64 条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 80 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第 60 条の 13 第 1 項に規定する勤務の体制に係る記録

(第 2 号省略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から 第 6 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 5 号第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない

。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(6) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 まで及び第 54 条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 54 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定認知症対応型通所介護事業所の従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型通所介護について」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」と読み替えるものとする。

(地域との連携等)

- 第 107 条 削除
指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物

に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 109 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第 60 条の 13 第 1 項 第 75 条 第 1 項 に規定する勤務の体制に係る記録

(第 2 号省略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 8 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 5 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

- (4) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項 第 107 条 第 2 項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(第 5 号から第 8 号まで省略)

(準用)

第 110 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13 及び第 73 条及び第 75 条 第 60 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関

する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 129 条 (第 1 項省略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 130 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 100 条、第 103 条、第 104 条及び第 106 条の規定は、指定認

知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 124 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 107 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第 150 条 (第 1 項省略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 8 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 7 号まで省略)

(8) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 151 条 第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 15、第 60 条の 16、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 100 条の規定は、指定地域 107 条第 1 項から第 4 項まで密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6 月」とあるのは「泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 153 条 (第 1 項から第 12 項まで省略)

13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第 14 項から第 17 項まで省略)

(記録の整備)

第 178 条 (第 1 項省略)

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備するとともに、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

- (7) 次条において準用する 第 60 条の 17 第 2 項 第 107 条第 2 項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 179 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条、第 37 条、第 39 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 15 及び第 73 条、第 77 条、第 107 条第 1 項から第 4 項まで の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 170 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項 第 73 条第 2 項 中「この節」とあるのは「第 9 章第

4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について
第 107 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護
」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につ
いて」と、「6 月」とあるのは「2 月」
「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動
状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。
(記録の整備)

第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設
備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に
掲げる記録について、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する 第 60 条の 13 第 1 項
第 75 条第 1 項
制に係る記録
(第 2 号省略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指
定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を
整備し、第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 10 号までの記録
はその完結の日から 2 年間、第 6 号の記録はその完結の日から 5
年間保存しなければならない。
(第 1 号から第 9 号まで省略)

- (10) 次条において準用する 第 60 条の 17 第 2 項
第 107 条第 2 項
価、要望、助言等の記録
(準用)

第 192 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35
条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13、
第 73 条、第 75 条
第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 88 条から第 91 条まで、第 94
条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 106 条まで
及び第 101 条から第 108 条ま

及び第 108 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあり、第 75 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 10 章第 4 節」とあり、並びに、第 60 条の 13 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは
「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中
「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、
「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 108 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 181 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(第 1 項から第 15 項まで省略)

- 16 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成 28 年 3 月 31 日までに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）附則第 2 条に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った

上で、同年 4 月 1 日から第 83 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 87 条第 1 項の規定にかかわらず、宿泊室を設けないことができる。

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（従業者の員数）

第 117 条 （第 1 項から第 7 項まで省略）

8 第 1 項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号）第 44 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 152 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認め

られるときは、これを置かないことができる。

(第 9 項省略)

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第 215 条 (第 1 項省略)

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第 5 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 90 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第 220 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）第 5 条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（指定事業者より行われるものに限る。以下「指定第 1 号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定

する第 1 号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）に係るサービスとする。

- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第 1 項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

（第 1 号省略）

- (2) 指定通所介護 若しくは指定地域密着型通所介護 又は指定第 1 号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

（第 3 号及び第 5 項から第 8 項まで省略）

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第 4 条による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現行

）

（従業者の員数）

- 第 89 条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 90 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護及び指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(第 4 号及び第 2 項から第 7 項まで省略)

- 8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を指定通所介護事業者

併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護
指定通所介護
等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合
については、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項から第6
第7
項まで又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項
項まで
から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつ
て、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ
る。

(第9項省略)

第91条 (第1項から第4項まで省略)

5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を
指定通所介護事業者
併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護
指定通所介護
等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合
については、指定居宅サービス等基準条例第93条第1項から第3
項まで又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第1項
から第3項まで
に規定する設備に関する基準を満たすことをもつ
て、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものと
みなすことができる。

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する
条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(設備及び備品等)

第8条 (第1項省略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) (本文省略)

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(地域との連携等)

第 40 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 (本文省略)

4 (本文省略)

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住す

る利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 41 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録はその完結の日から 5 年間、第 2 号から 第 6 号 までの記録はその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 前条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(6) (本文省略)
(5)

(地域との連携等)

第 64 条 削除
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、

運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 66 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 8 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録はその完結の日から

5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

- (5) 次条において準用する第 40 条第 2 項
第 64 条第 2 項に規定する報告、評価、
要望、助言等の記録

(第 6 号から第 8 号まで省略)

(準用)

第 67 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 37 条まで、第 38 条（第 4 項を除く。）及
第 39 条及び第 40 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介
及び第 39 条
護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中
「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 58 条に規定する重
要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業
者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、
第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 29
条第 2 項及び第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」
とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 40
条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるの
読み替
える
は「介護予防小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」と
あるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及
び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるもの
とする
る。

(記録の整備)

第 87 条 (第 1 項省略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対
する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に

掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 次条において準用する 第 40 条第 2 項 第 64 条第 2 項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 88 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条（第 4 項を除く。）
、第 39 条、第 40 条、第 57 条、第 60 条、第 61 条 及び第 63 条
第 63 条及び第 64 条 の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 64 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と 読み替えるものとする。

附 則

(第 1 項から第 12 項まで省略)

- 13 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成 28 年 3 月 31 日までに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）附則第 3 条に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年 4 月 1 日から第 45 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、宿泊室を設けないことができる。

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

附 則

(第 1 項から第 4 項まで省略)

- 5 前項第 4 号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等基準条例第 89 条第 1 項第 3 号及び第 8 項並びに第 91 条第 5 項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第89条第1項第3号	又は	若しくは
	<p><u>指定通所介護事業者等</u>という。指定通所介護事業者をいう。う。) 以下同じ。)</p>	<p><u>指定通所介護事業者等</u>指定通所介護事業者をいう。) 又は法第115条の45第1項第1号ロに第115条の45第1項第1規定する第1号通所事業号ロに規定する第1号通(前条に規定する指定介所事業(前条に規定する護予防通所介護に相当す指定介護予防通所介護にるものとして市町村が定相当するものとして市町めるものに限る。以下同村が定めるものに限る。じ。)に係る指定事業者以下同じ。)に係る指定(法第115条の45の3第事業者(法第115条の451項に規定する指定事業の3第1項に規定する指者をいう。以下同じ。)定事業者をいう。以下同じ。)</p>
	<p><u>指定通所介護等</u>という。) 以下同じ。)の事業の事業</p>	<p><u>指定通所介護等</u>という) 以下同じ。)の事業の事業又は当該第1号通所事業</p>
	<p><u>及び指定通所介護等</u>及び指定通所介護</p>	<p><u>指定通所介護等</u>及び当、指定通所介護該第1号通所事業</p>
(省 略)		

(第 6 項省略)

- 7 旧指定介護予防訪問介護を行う事業者又は旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第 208 条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。）となる場合の新指定介護予防サービス等基準条例の規定の適用については、新指定介護予防サービス等基準条例第 215 条第 2 項中「指定介護予防サービス事業者」とあるのは「指定介護予防サービス事業者、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定（同法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（次項及び第 4 項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者、当該指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（次項及び第 4 項において「旧指定介護予防通所介護」という。）の事業を行う者」と、同条第 3 項中「指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護を
指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、旧指定介護予防訪問介護」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防通所介護」と、同条第 4 項第 1 号中「指定訪問介護」とあるのは「

指定訪問介護若しくは旧指定介護予防訪問介護」と、同項第 2 号
中「若しくは指定地域密着型通所介護」とあるのは「、指定地域
指定通所介護」とあるのは「指定通所介護
密着型通所介護若しくは旧指定介護予防通所介護」とする。